プロジェクト研究

「戸別所得補償制度等の下での農業構造の変動と地域性を 踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する調査・分析」

平成23年度

欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策

目 次

	ページ
第1章 次期CAP改革法案	
―チオロシュ農業委員による公共財供給へのパラダイムシフト―	
(増田敏明)	1
はじめに	1
1. 現行CAP制度 ····································	1
(1) 現行CAP制度の概要 ····································	2
(2) 現行CAP制度に対する主要な指摘	3
1) 欧州会計監査院の勧告	3
2) 次期CAP改革に関するパブリック・ディベート	7
2. 次期CAP法案 ····································	8
(1) CAP予算と分配の調整 ····································	8
(2) 直接支払	11
1) 改革法案における直接支払の構造	11
2) 基礎支払と受給権	14
3) グリーニング支払	17
4) 青年農業者支払	22
5)条件不利地域支払	24
6) 任意カップル支払	24
7) クロス・コンプライアンス	25
8) 小規模農業者支払	26
9) 活動農業者 (active farmer) ·······	27
10) キャッピング	28
(3) 市場措置	30
1) 市場介入	30
2) 生産者組織	32
3) 例外措置	32
4) 農業部門の危機予備費	33
(4) 曲 ナナモ 印 オケな	2.4

3. 農相理事会、議会農業委員会における議論	38
4. 次期CAP法案の意義と今後の展望	41
第2章 米国の政府支払プログラムの支払対象要件と支払限度	
一Actively Engaged in Farmingルールを中心に一	
Activery Engaged in Farmingルールを中心に (吉井邦恒) ·······	17
	47
	47
	48
	48
	49
(3) 原則の例外	50
4. Adjusted Gross Incomeルール ···································	52
5. Direct Attributionルール ···································	52
6. おわりに	53
第3章 韓国農業の構造変化	
	55
	55
	56
	56
	59
	61
	61
	66
	67
	74
(3) 農家単位所得安定支援制度	74
5. おわりに	76